

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
岩清水地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年3月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
 - 取組事項：複合化、6次産業化、高付加価値化
 - コメント：高付加価値化：太陽光利用型水耕栽培により4定を目指す。今年にグローバルGAPをすでに取得、世界基準で農産物生産の安全管理を構築する。
 - 複合化：耕作放棄地を利用して露地栽培の試験
 - 6次産業化：農作物の栽培だけでなく、栽培物のオリジナルブランド加工品の開発・販売。奈良県下・大阪エリアへの販売。